

平成26年10月15日

柏市長 秋山 浩保 様

東京電力株式会社
代表執行役社長 廣瀬 直己

「原子力損害賠償に係る質問について」に対するご回答について

弊社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故（以下「弊社事故」といいます。）により、貴市をはじめ、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をお掛けしておりますことを心より深くお詫び申し上げます。

弊社事故により地方公共団体さまに生じた損害につきましては、文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会が決定した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」等を踏まえ賠償の取り組みを鋭意進めております。

さて、平成26年9月12日に貴市よりいただきました「原子力損害賠償に係る質問について（柏環放第26号 平成26年8月21日）」につきまして、別添のとおりご回答申し上げます。

以上

(1) 廃棄物処理事業に係る追加的費用について<項目3>

貴社が賠償対象外としている以下の項目については、原発事故と相当因果関係のある損害であり、すなわち賠償対象であると考えがいかがか。

- 1 溶融スラグを売却できないことによる損失
- 2 清掃工場の稼働率低下に伴う機会損失に係る委託費
- 3 本件事故に伴い生じた収集方法変更に係る住民への広報費用及び説明会開催費用
- 4 焼却灰の放射性物質対策に係る会議・打合せ等への交通費

[ご回答]

廃棄物処理事業者さまに対する賠償金のお支払いにつきましては、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(以下「特措法」といいます。)および弊社事故に起因して公示された政府指示等(以下「政府指示等」といいます。)の対象事業者さまが特措法および政府指示等、または取引先からの要請にもとづき負担を余儀なくされた費用のうち、必要かつ合理的な範囲を賠償対象とさせていただいております。

1 文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会が示した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針(平成23年8月5日)」(以下「中間指針」といいます。)に記載のある「地方公共団体が民間事業者と同様の立場で行う事業に関する損害」に関して、弊社事故との相当因果関係が認められる場合、賠償の対象となると考えております。「民間事業者と同様の立場で行う事業」とは、一般行政活動に係る事業以外の企業活動に係る事業のうち、サービス等の受益者から使用料等を得ていること、一事業体として他の事業と明確に区分されていることおよび事業に係る経費を当該収入等で賄うものとされていることの3点を満たす事業と考えております。

貴市が運営する廃棄物処理事業につきましては、民間事業者と同様な立場で行う事業であることが確認できないため、賠償金のお支払いの対象外とさせていただきました。

2 特措法および政府指示等、または取引先からの要請にもとづき負担を余儀なくされ追加的に発生した費用であることが確認できないため、賠償金のお支払いの対象外とさせていただきます。

3および4 住民への広報費用、説明会開催費用および会議・打合せ等の費用につきましては、特措法および政府指示等、または取引先からの要請にもとづき実施や負担を余儀なくされた費用であることが確認できず、かつその実施方法に地方公共団体さまの裁量による選択の幅が大きいとため、賠償金のお支払いの対象外とさせていただきました。

何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上

(2) 学校給食等に係る検査費用について<項目 5>

学校給食等に係る検査費用につて、平成 25 年度以降も、賠償の対象とするよう強く求める。

[ご回答]

食品衛生法における新基準値の設定等を踏まえますと、学校給食等の検査への必要かつ合理的な範囲の費用を賠償させていただき、賠償対象期間としましては、原則平成 23 年度までと考えておりますが、国の予算措置遅れ等の外部要因により検査機器の購入が遅れた等の個別のご事情に応じて、平成 24 年度に限り例外的に賠償対象とさせていただきます。

しかしながら、平成 24 年度末の時点で前述したような外部要因等による特殊事情は生じていないと考えていること、かつ平成 24 年度の「学校給食モニタリング事業」における検査結果では基準値を超過した放射性物質は検出されておらず、食品衛生法における食品検査の有効性が証明されていること、また、平成 25 年度の検査計画に関する政府通知においては「平成 24 年度の検査結果にて食品から検出される放射性物質は低下しており、出荷制限の対象となるような基準値を超過する品目は一部品目に限定されつつある」ことが証明され、一時的な検査である食品衛生法にもとづく検査においても検査対象の指定品目が限定的となっていること等を踏まえますと賠償をさせていただく必要かつ合理的な期間としては平成 24 年度までと考えております。

何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上

(3) 空間放射線量の検査費用について<項目10>

空間放射線量の検査費用について、継続的に賠償の対象とするよう強く求める。

[ご回答]

弊社としましては、弊社事故に伴う法令もしくは政府指示等、または取引先からの要請等により負担を余儀なくされた追加的費用につきまして、必要かつ合理的な範囲を賠償対象とさせていただいております。

空間線量検査につきましては、平成23年11月に航空機モニタリングの結果が公表されたことで、住民の不安や恐怖を緩和するための一定の情報が提供され、かつ平成23年12月の「放射線モニタリングの見直しについて」にて、急激な放射線量の増加が今後は想定されないことが明記されたため、それ以降の地方公共団体さまにおける検査の必要性は低くなったことを踏まえ、住民の不安や恐怖の解消のための必要かつ合理的な検査として認められる期間は平成23年12月までとさせていただいております。

何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上

(4) 学校プール水検査等に係る検査費用について<項目 1 1>

学校等におけるプール水検査にかかる費用について、平成25年度以降も、賠償の対象とするよう強く求める。

[ご回答]

地方公共団体さまが実施を余儀なくされた学校等屋外プール水の放射性物質検査につきましては、政府指示等の対象を踏まえ、福島県内の地方公共団体さまを原則として賠償対象とさせていただいておりますが、福島県以外の一部地域においても、プールに使用する水道水や大気中から放射性物質が検出され検査を余儀なくされた等のご事情を伺ったことを受け、かつ子どもが選択の余地なく利用する施設であるという特殊性等を踏まえ、福島県内の地方公共団体さまと同様の状況にあったと認められる場合につきまして、ご負担になった検査に係る費用のうち必要かつ合理的な範囲を賠償いたします。

なお、「福島県内の地方公共団体さまと同様の状況」にあった例としましては、プールに利用する水道水から一定程度の放射性物質が検出されており、かつ政府指示等にもとづく校庭の線量低減対策を実施した場合などが該当するものと考えております。

何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上

(5) 人件費について<項目13>

放射線対策にかかる人件費について、一部の事業に限定することなく、専属職員分の給与をはじめ、より広く賠償の対象とするよう強く求める。また、自治体側に過分の事務負担を生じさせている現状の請求手続き方法を改め、より簡便な手続きとするよう求める。

[ご回答]

賠償金のお支払い対象といたしましては、弊社事故に関する法令もしくは政府による指示等、または取引先からの要請にもとづき、地方公共団体さまが負担を余儀なくされた職員対応費のうち、必要かつ合理的な範囲とさせていただきます。

具体的には、弊社事故に関する法令もしくは政府指示等、または取引先からの要請にもとづき実施を余儀なくされた業務（以下「賠償対象業務」といいます。）を地方公共団体の職員さまが実施されたことにより、追加的な負担が発生し、その事実（業務の実施、損害の発生）とその関係（業務の実施により損害が発生したこと）を通常業務と切り分けてご証明いただける場合に、必要かつ合理的な範囲が賠償金のお支払い対象となると考えております。

勤務時間内に賠償対象となる業務を行った場合の人件費につきましては、追加的な職員対応費の支出が生じていないため、賠償対象外とさせていただきたいと考えておりますが、一律的に賠償対象外とすることなく、通常時間中に「賠償対象業務」を行ったことにより賠償対象外業務を通常時間外に行なった場合の時間外「押し出し時間外」、および新設組織の職員さまの時間外・「押し出し時間外」につきましても、具体的なお事情をお伺いしたうえで適切に対応させていただきます。

また、ご用意いただく証憑につきましても、可能な限り簡素化した方法をご用意しておりますので、ご協議を継続いただきたくお願い申し上げます。

以上

(6) 賠償請求受付項目について<項目14>

- ①請求受付項目を限定していることについて、改めて説明を求める。
- ②請求手続きを簡素化するよう、改めて強く求める。
- ③請求受付項目以外の項目についての賠償の考え方について、説明を求める。

[ご回答]

- ① 弊社事故が及ぼした「原子力損害」として、弊社が負うべき責任の範囲は、一般の不法行為にもとづく損害賠償と同様に、弊社事故と『相当因果関係の認められる損害』になると考えております。

したがいまして、弊社事故に起因して実際に生じた費用のすべてが、「原子力損害」として賠償対象となるものではないと考えております。事故が起こらなければ必要がなかったということだけではなく、当該損害が生じるのが合理的かつ相当であると判断される範囲が、『相当因果関係の認められる損害』として、賠償対象となり得ると考えております。

何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

- ② 弊社といたしましては、公正な賠償を進めるため、ご請求内容についてしっかりと確認させていただくこととしております。そのため、ご提出いただいております証明書類につきましては、賠償をさせていただくに当たって確認を要す資料となります。

また、請求書ご提出後、改めて確認させていただきたい事項が判明した際は、個別にご事情をお伺いさせていただき、場合によっては追加の資料をご提出いただくなどのお願いをいたしております。追加の資料等のご準備をお願いする場合は、必要最小限となるよう、弊社側といたしましても内容を精査いたしておりますが、具体的な簡素化のご要望につきましては個別にご事情を確認させていただきたいと考えております。

今後も引き続き真摯な姿勢で賠償に取り組んでまいりたいと考えております。

何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

- ③ 弊社は現在、原子力損害賠償支援機構法を含む原子力損害賠償制度の枠組みの下で、中間指針等を踏まえ、被害を受けられた皆さまへの迅速かつ公正な賠償金のお支払いに向け取り組んでおります。

なお、中間指針で示されておりますとおり、「中間指針に明記されない個別の損害が賠償されないということのないよう留意」し、弊社事故と相当因果関係が認められる損害につきましては、適切に対応させていただきます。

今後も、被害を受けられた地方公共団体さまのご事情をよくお伺いし、迅速かつ公正な賠償に取り組んでまいります。

何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上

(7) 除去土壌及び焼却灰等について<項目14>

- ①除染された除去土壌及び焼却灰の処分について、その責任と今後の対応をどのように考えているのか。
- ②副次的費用にかかる賠償の考え方等について説明を求める。

[ご回答]

弊社事故に由来する放射性物質の除染につきましては、基本的には特措法にもとづき進められると考えており、それらに係る費用は同法にもとづき国の財政上の措置が講じられるものと認識しております。

同法に該当しない除染費用につきましては、中間指針や中間指針第二次追補などを踏まえ、適切に対応させていただきたいと考えており、引き続き検討を進めてまいります。

以上

(8) 個人及び事業者等への賠償について<項目14>

- ①個人及び事業者等からの損害賠償にかかる対応の考え方、現在の手続きの方法、問い合わせや請求の状況及び実績等について、説明を求める。
- ②民有地における除染等に要した費用について、貴社に直接請求することができる制度の対応状況等について、説明を求める。
- ③請求手続き方法及び問い合わせ先等について、改めて広く市民に周知するよう求める。

[ご回答]

- ① 個人さま、法人さまへの損害賠償に係る対応につきましては、福島原子力補償相談室コールセンターや千葉補償相談センターへご連絡いただいた際をはじめとして、ご要望にもとづき個別でのご説明、ご請求書作成のお手伝い等対応させていただいております。これまでも、膨大なご請求に対して迅速かつ公正な賠償に全力を挙げて行ってきたところでありますが、引き続き、新・総合特別事業計画に記載している「3つの誓い」を遵守し、ご請求者さまのご要望にきめ細かく対応できるよう親身・親切的な賠償に取り組んでまいります。

原子力損害賠償のご請求・お支払い等実績（平成26年9月30日）は以下のとおりです。

- ・個人 ご請求書受付件数（延べ件数）・・・約1,959,000件
 本賠償の件数（延べ件数） ・・・約1,871,000件
 本賠償の金額 ・・・約2兆2,428億円
- ・法人・個人事業主など
 ご請求書受付件数（延べ件数）・・・約284,000件
 本賠償の件数（延べ件数） ・・・約247,000件
 本賠償の金額 ・・・約1兆8,919億円

- ② 除染につきましては、特措法にもとづき国や地方公共団体等が実施しておりますが、放射性物質による汚染を懸念し、地方公共団体等による除染によらず、個人さまや法人さまおよび個人事業主さまが実施を余儀なくされた除染につきましては、被害を受けられた方々のご要望等や原子力損害賠償紛争審査会において決定された中間指針第二次追補等の考え方を踏まえ、本年9月18日にプレスリリースにて賠償の取り扱いについてお知らせしております。

- ③ ご請求手続きにつきましては、ご請求者さまからの個別のご要望への対応やご請求書作成のお手伝い等、今後もきめ細かな対応に努めてまいります。また、問い合わせ先については、当社ホームページやお送りしているご請求書類等に記載しております。

今後とも、被害を受けられた方々が適切な賠償を受けられるよう、誠意を持って対応してまいります。

以上